

1 I P告知システムによる町民意識調査

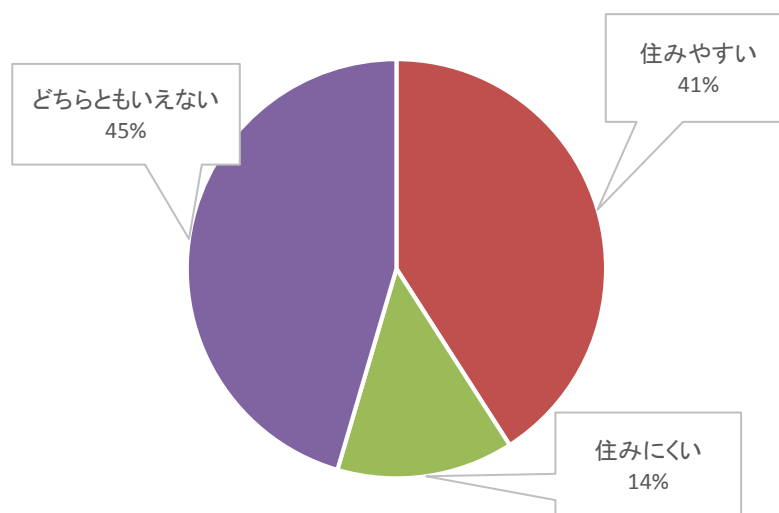
I P告知システムを活用し、同システム設置全世帯を対象に4回（平成30年8月11日・平成30年8月18日・平成30年8月25日・平成30年9月1日）に分けて意識調査を実施し、延べ84世帯から回答をいただきました。

調査は、1回当たり5日間とし、期間中に同世帯で何度も回答があった場合には、最後に回答した項目を有効回答として集計しています。

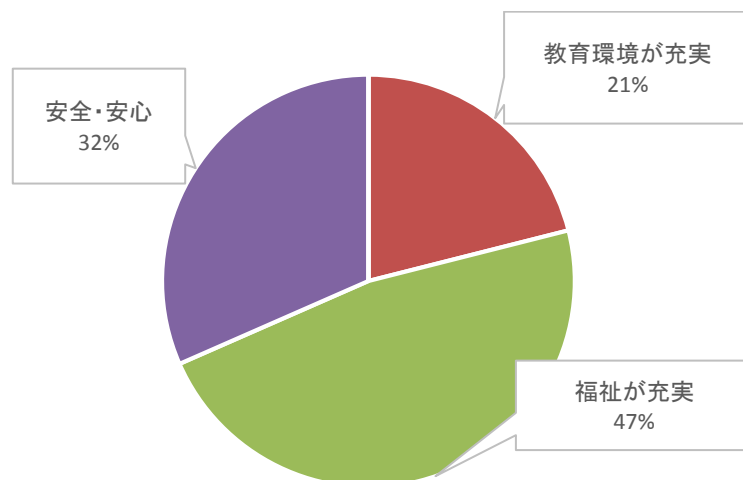
(1) 矢祭町の住みやすさについて

「住みやすい」と回答された方が41%、「住みにくい」と回答された方は14%で、どちらもいえないが45%でした。

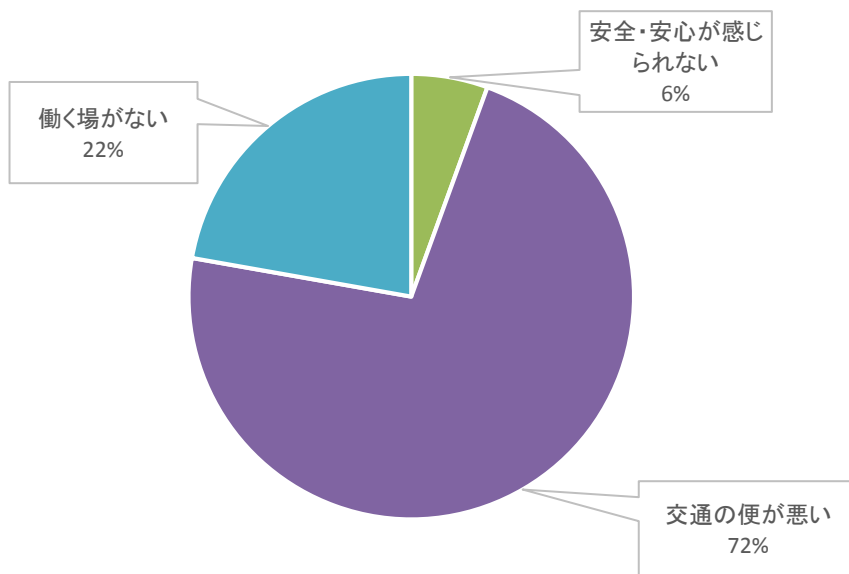
ア 矢祭町は住みやすい町だと思いますか？



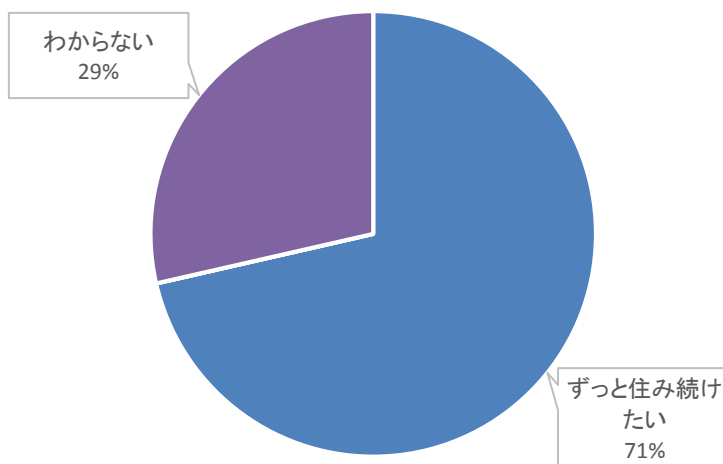
イ どんなところが、住みやすいですか？



ウ どんなところが、住みにくいですか？



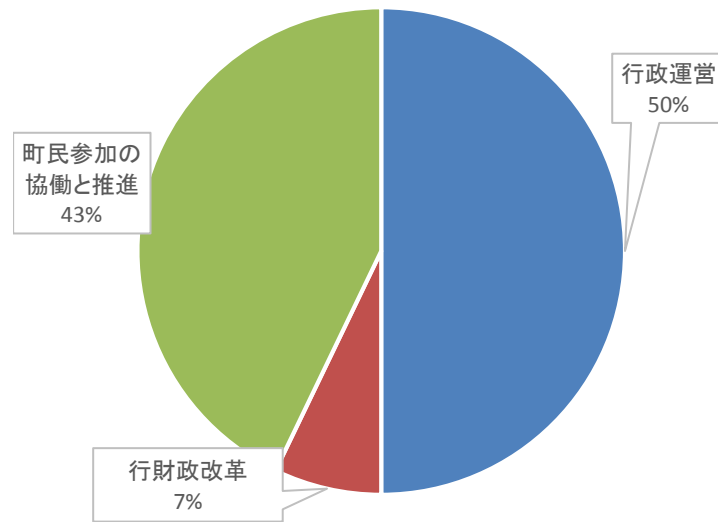
エ これからも住み続けたいですか？



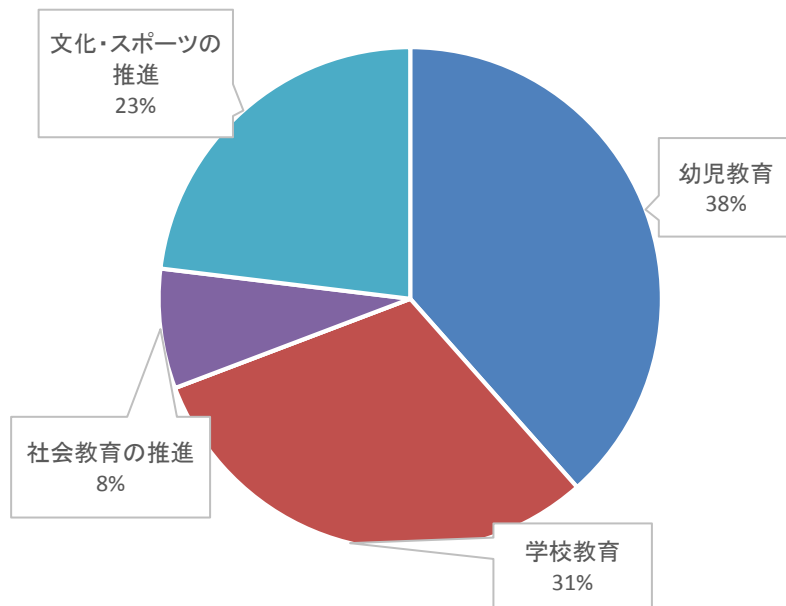
(2) まちづくりに対する評価

まちづくりに対する評価として、6つ政策分野について質問しました。行政財政分野では「行政運営」、教育分野では「幼児教育」、保健分野では「健康づくり事業」、福祉分野では「児童福祉」と「高齢者福祉」、生活環境分野では「消防施設の充実」、生活基盤分野では「上水道の整備」と「情報通信基盤の整備」、産業・雇用分野では「農林業の振興」がそれぞれ評価されています。

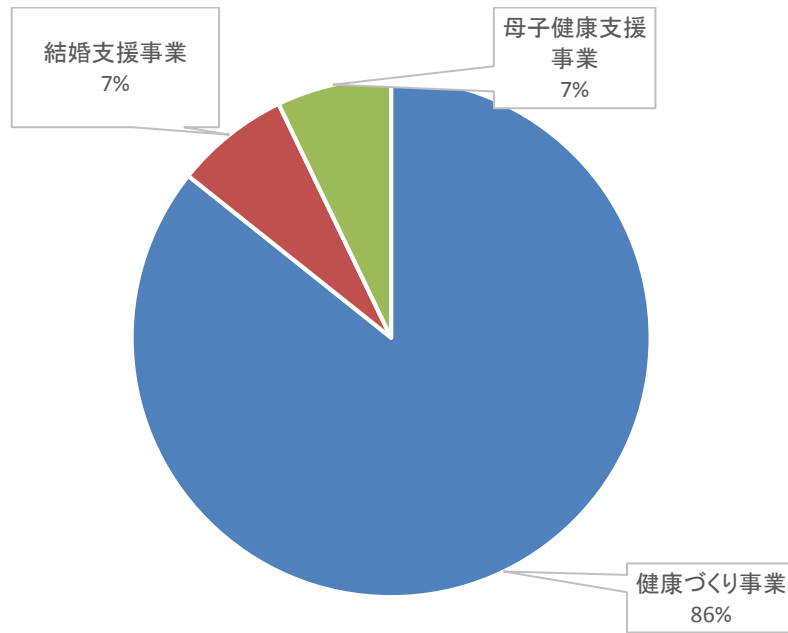
ア 行政財政分野で評価できる施策はどれですか？



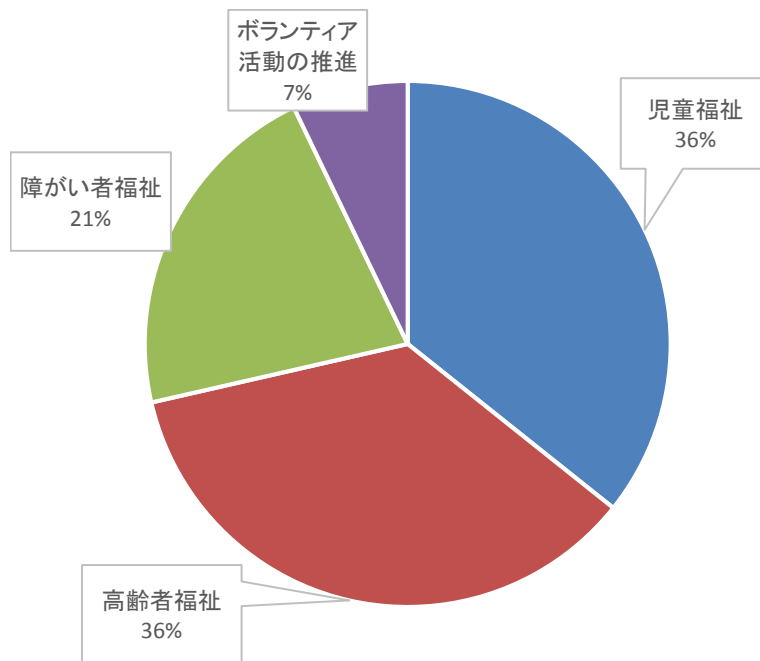
イ 教育分野で評価できる施策はどれですか？



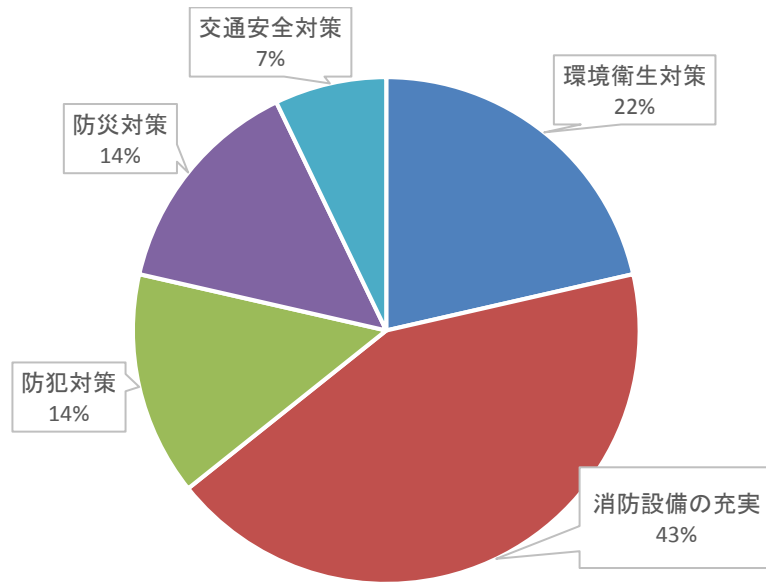
ウ 保健分野で評価できる施策はどれですか？



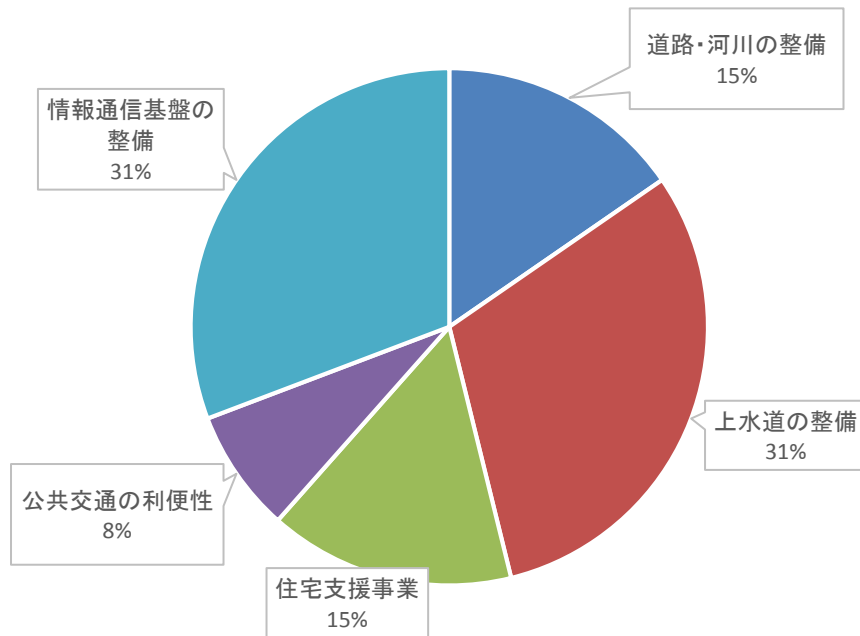
エ 福祉分野で評価できる施策はどれですか？



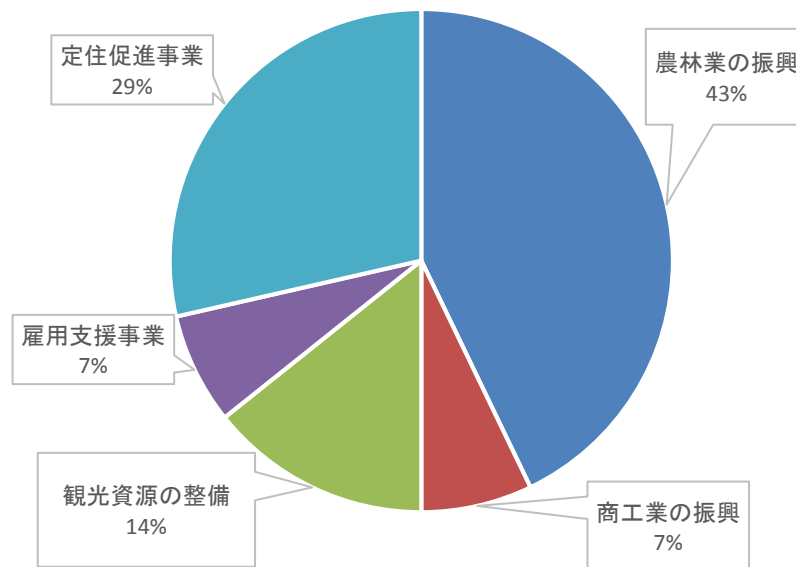
オ 生活環境分野で評価できる施策はどれですか？



カ 生活基盤分野で評価できる施策はどれですか？



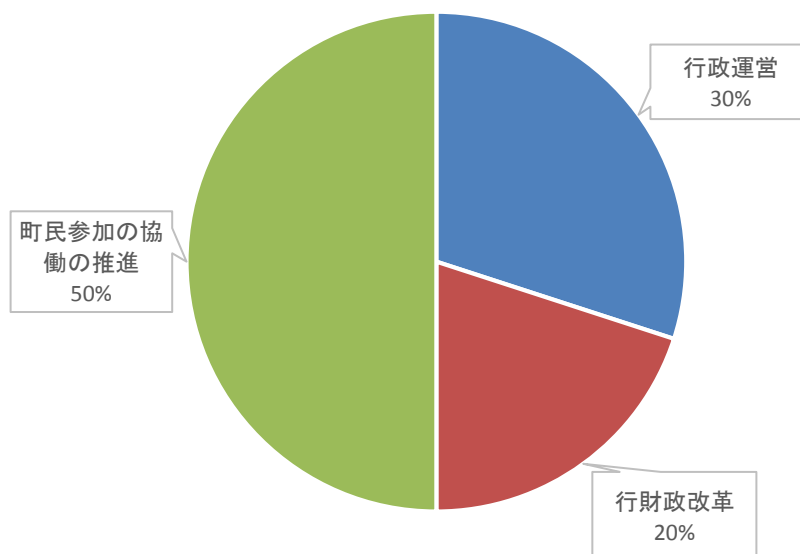
キ 産業・雇用分野で評価できる施策はどれですか？



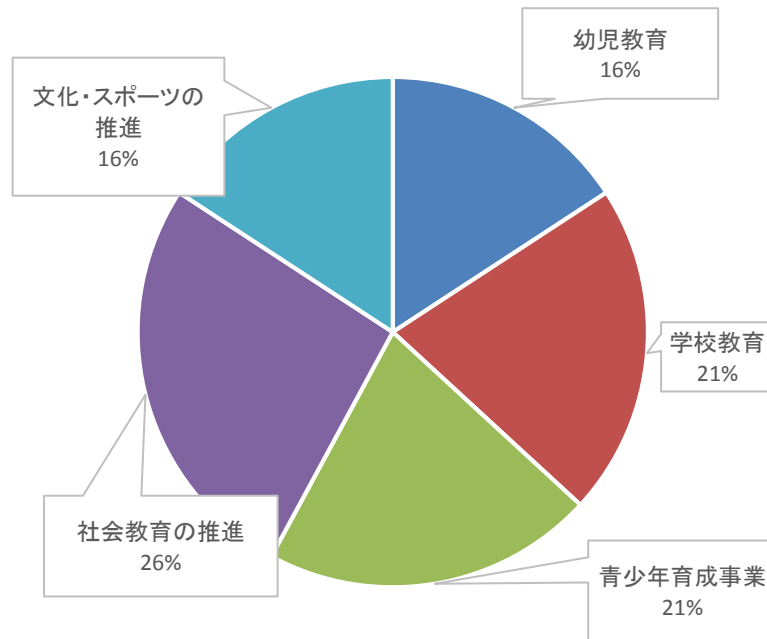
(3) これからのまちづくりの方向性

これからのまちづくりの方向性として、6つ政策分野で取り組むべき政策は何か質問しました。その結果、「町民参加と協働の推進」、「社会教育の推進」、「健康づくり事業」、「児童福祉」、「環境衛生対策」、「公共交通の利便性」、「バス・鉄道の利便性」、「農林業の振興」が多数意見となっています。

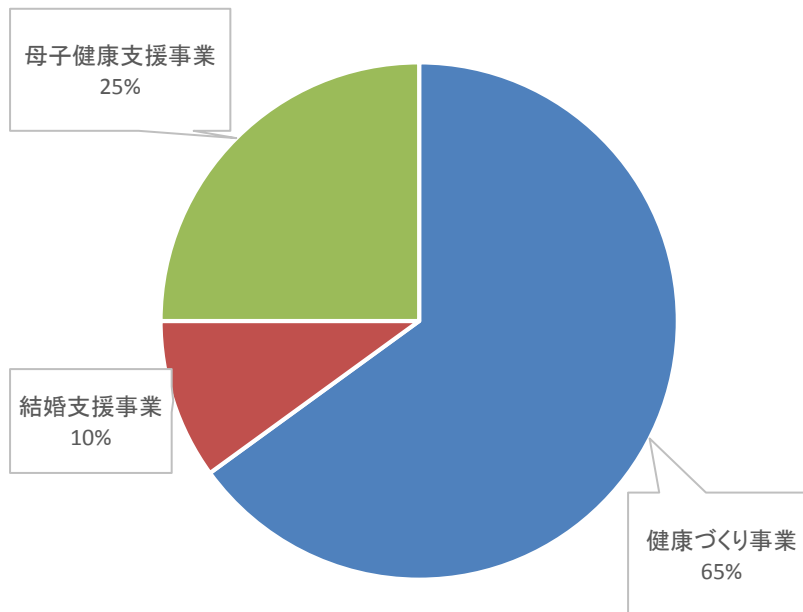
ア 行政財政分野で重点を置くべき施策はどれですか？



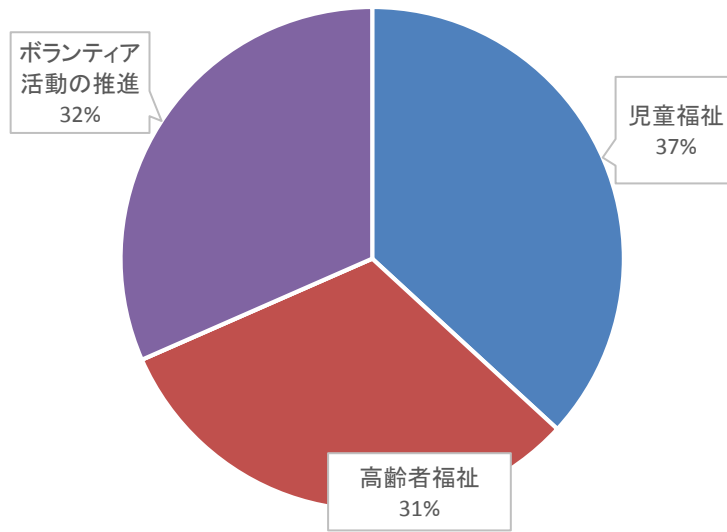
イ 教育分野で重点を置くべき施策はどれですか？



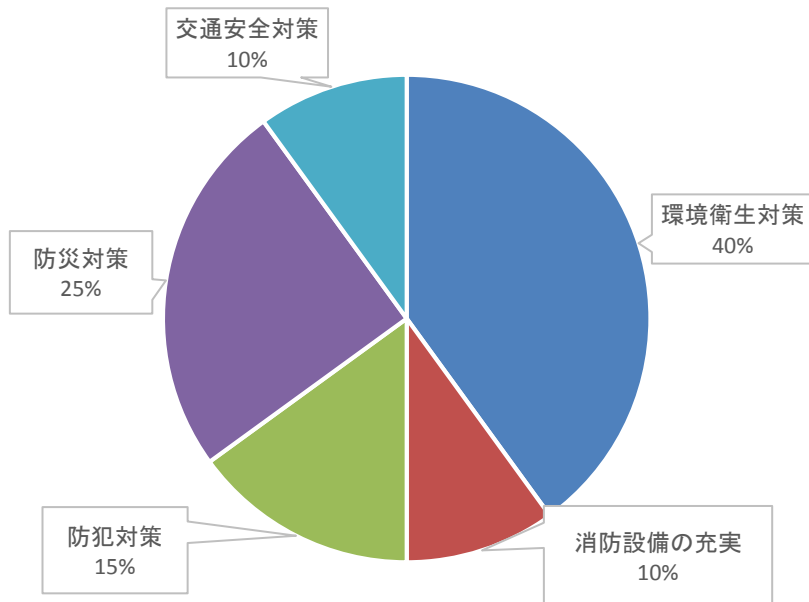
ウ 保健分野で重点を置くべき施策はどれですか？



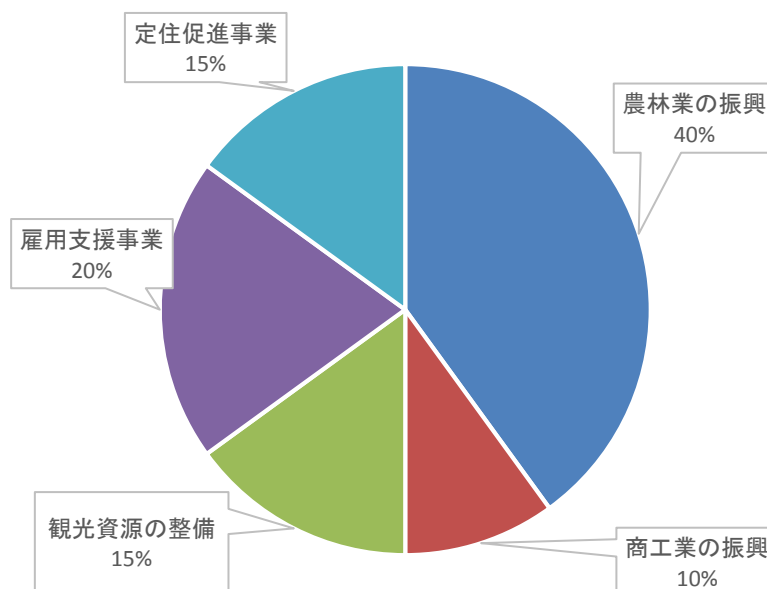
エ 福祉分野で重点を置くべき施策はどれですか？



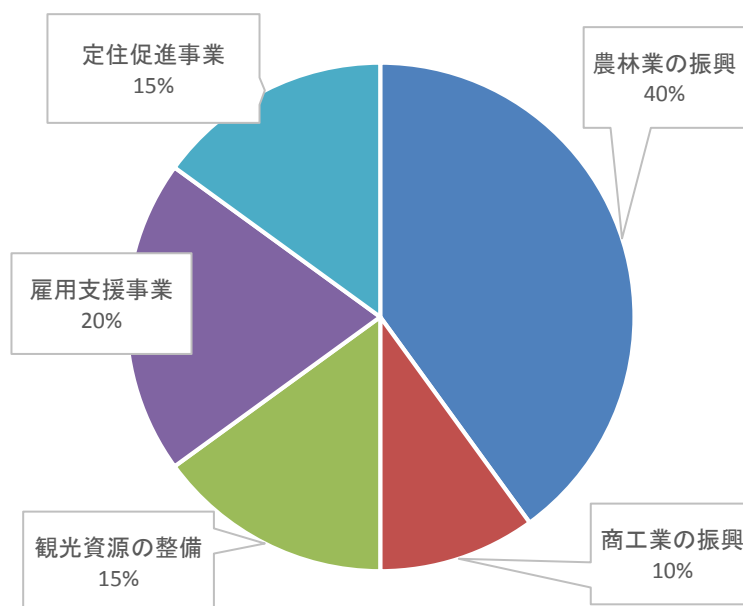
オ 生活環境分野で重点を置くべき施策はどれですか？



カ 生活基盤分野で重点を置くべき施策はどれですか？



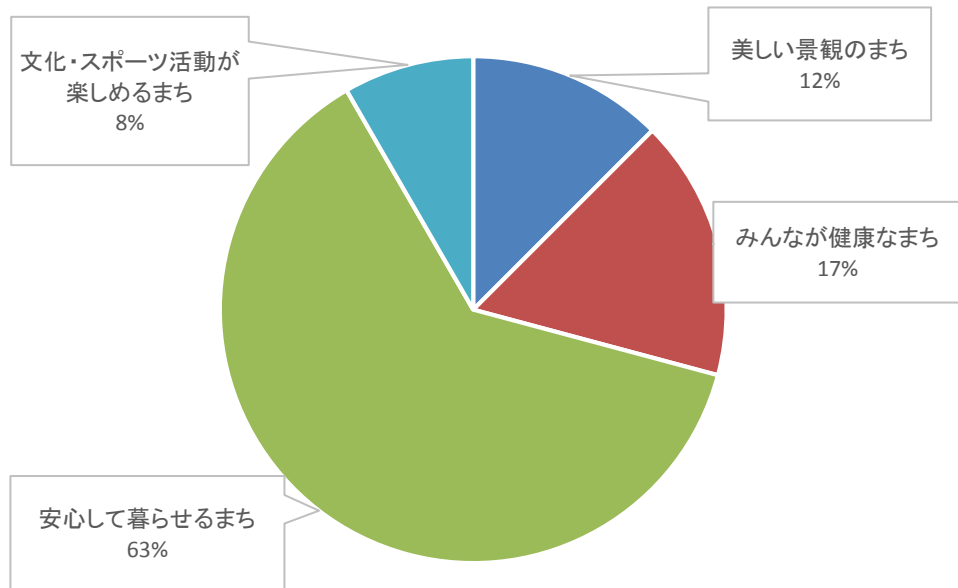
キ 産業・雇用分野で重点を置くべき施策はどれですか？



(4) 将来の矢祭町のイメージ

「矢祭町がどのような町になることを期待しますか？」という質問で、その結果、「安心して暮らせるまち」が63%となりました。

ア 矢祭町がどのような町になることを期待しますか？



3 1 矢 自 第 9 号
平成 3 1 年 4 月 4 日

矢祭町総合計画審議会
会長 深谷 良太郎 様

矢祭町長 古 張 允



第 5 次矢祭町総合計画見直し計画について（諮問）

矢祭町総合計画審議会条例（昭和 60 年条例第 19 号）第 2 条に基づき、別冊の第 5 次矢祭町総合計画見直し計画（案）について貴審議会の意見を求めます。

平成31年4月4日

矢祭町長 古張 允 様

矢祭町総合計画審議会会長 深谷 良太郎



第5次矢祭町総合計画見直し計画について（答申）

平成31年4月4日付け31矢自第9号で諮問されたこのことについて、慎重に審議した結果、当審議会は原案に同意します。

○矢祭町総合計画審議会条例

(昭和 60 年 6 月 15 日条例第 19 号)

改正 平成 15 年 8 月 1 日条例第 17 号 平成 17 年 3 月 28 日条例第 10 号

平成 19 年 6 月 11 日条例第 13 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき矢祭町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

[地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項]

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ矢祭町の総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他必要と認める者のうちから町長が任命する。

3 委員は、当該諮問に係る当該事案の審議が終了したときは、その職を失う。

(会長・副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は会長が招集する。ただし、最初に行われる審議会は町長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、自立総務課で処理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか審議会の運営について必要な事項は町長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 矢祭町振興計画審議会条例(昭和53年矢祭町条例第9号)は、廃止する。

附 則(平成15年8月1日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月28日条例第10号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年6月11日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

○第5次矢祭町総合計画策定要綱

(平成22年4月1日訓令第19号)

改正 平成27年6月4日告示第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、矢祭町が自治基本条例に定める郷土づくりの基本方向に沿って、町の将来の姿を明らかにし、これを総合的かつ計画的に実現するための指針となる矢祭町総合計画の策定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この計画は、基本構想、基本計画及び実施計画の3段階に区分して策定する。

(1) 基本構想

基本構想は、地域の特性を生かし、創意に満ちた矢祭町の将来の姿及びこれを達成するために必要な施策の大綱を示すものとする。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想で示した施策の大綱に基づく基本の方針を体系的にまとめたもので、本町の現状と課題を明らかにし、施策の展開方向を示すものとする。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画の実現を図る具体的施策の中で、特に重点的に取り組む必要性が高い施策を定めるものとし、予算編成の指針を示すものとする。

(計画期間)

第3条 この総合計画の基本構想及び基本計画の計画期間は平成28年度から平成32年度までの5ヵ年とする。ただし、計画期間中に社会経済情勢の急激な変化があった場合については、弾力的に対応していくものとする。

(策定体制)

第4条 総合計画の策定事務を円滑に推進するため、要綱により庁内体制を次のとおり整える。

(1) 総合計画策定委員会

(2) 総合計画策定委員会専門部会

(住民参加)

第5条 総合計画策定に当たっては、町民のニーズを的確に把握するとともに、その意見を十分に反映させた計画づくりを進めるため、次のような方策により住民参加を図る。

- (1) 町民意識調査(アンケート)
- (2) その他
(庶務)

第6条 総合計画策定に関する庶務は、自立総務課で処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、総合計画の策定に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公表の日から施行する。
(第3次矢祭町総合計画策定要綱の廃止)
- 2 第3次矢祭町総合計画策定要綱(平成16年8月18日訓令第17号)は廃止する。

附 則(平成27年6月4日告示第9号)

この要綱は、告示の日から施行する。

矢祭町総合計画審議会委員名簿

氏 名	区 分	備 考
深谷良太郎	会 長	
本多春子	副会長	
鈴木敏男		
藤田玄夫		
松本良子		
小松淳子		
鈴木秀子		
塙 邦 雄		
丸山美佳子		
菊池幸子		
古市茂雄		
檜山利男		
佐川 泉		
鈴木 治		
金澤孝幸		
鈴木創一		
鈴木克昭		
本田美津江		
石井幸夫		
滑川裕之		
押田洋平		
青木光一		
斎須瑞雄		
佐川正一郎		

鈴木太一郎		
渡邊元		
菊池正典		